

佐賀県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月十三日から平成二十二年九月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町広滝字川平二一 ○五番一五六地先から 神崎市脊振町広滝字小原二七 ○七番一地先まで	神崎市脊振町広滝字川平二一 ○五番一五六地先から 神崎市脊振町広滝字小原二七 ○七番一地先まで
	前	後
	変更前の幅員	延長
	メートル	メートル
	三二・四 六・五	六〇・六 六・七
	一、八三八・九	一、八一五・一